

仕 様 書

1 件名

大阪市生野区老人福祉センター 照明器具LED更新工事（2階各室）

2 履行場所

大阪市生野区勝山南4-7-35

いくみんの郷あじさいセンター（生野区老人福祉センター）

3 設置期間（履行期限）

契約締結日～令和8年3月31日まで（資器材の調達具合等により相談に応じる）

4 内容

- (1) 本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。
- (2) 本業務は既存の照明器具をLED照明器具に更新するものとする。（対象機器は別紙参照とする。）原則、既存の照明器具を撤去の上、LED照明器具を設置する。又、原則更新する照明器具は既設設置箇所と同じ箇所に設置し、全光束および色温度は既設仕様と同等とする。
- (3) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- (4) 作業の安全管理は受注者の責任で行い、当協議会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- (5) 同等品にて応札する場合は、質疑にあげ担当者の了承を得ること。
- (6) 照明器具、ランプ及び設置作業に使用する雑材はすべて未使用であること。
- (7) 設置作業にあたっての安全管理については、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設整備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (8) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (9) 作業車、運搬車両等の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置き場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (10) 作業日は平日、土曜日を基本とし、事前に担当職員と調整のこと。
- (11) 万一作業中に当協議会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに当協議会担当責任者に報告の上受注者の責任で原状回復を行うこと。
- (12) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。

- (13) 作業終了後、撤去した器具やランプについては、関係法令を遵守し、適正に処理すること。契約者（排出事業者）は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、本会に提出すること。
- (14) 照明スイッチ、既設電気配線および一次側電気設備は原則流用とすること。
- (15) 工事開始前に更新対象となる照明の回路に不具合がある場合は、その是正工事も当該工事に含めること。
- (16) 受注者は作業完了に関する内容（実施日、機器名ならびに施工写真、照明器具プロット図面、産業廃棄物管理票）を提出すること。

5 照明設備

(1)

ア 構造等

- ① LED灯一体型、LEDモジュールの寿命は40,000時間以上とし、光源の設計光束維持率は85%とする。LED制御装置は内蔵とする。
- ② LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。

イ 性能等

- ① 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする。
- ② 定格寿命は、40,000時間以上のものとする
（初期照度より70%まで減衰で寿命とする）。
- ③ 作動保証温度範囲は、5℃から35℃を満たす範囲とすること。

ウ その他

- ① 導入するLED照明器具等は、販売の実績が10年以上ある国内メーカー製品とする事。
- ② LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。
- ③ 電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること。
- ④ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、当協議会と協議の上対応を図ること。
- ⑤ LED照明機器は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。
- ⑥ 照明器具の改造は基本的に認めない。
改造や再利用を行わざるを得ない場合には認定を得たものとし、試験成績表の提出をおこなう事。

(2) 導入する施設の既存設備・図面等

入札前に現地調査を必須とし、別紙：平面図と、別紙：更新対象器具一覧表を参

考としその資料と相違があった場合は現況を優先する。なお、当協議会は現況が資料と相違があっても何ら責任を負わない。

(3) 設備導入工事

設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線の接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。

その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は民間（七会）連合協定工事請負工事契約約款の内容によるものとする。

6 設置機器等の保証期間

- ・ L E D照明の保証期間はメーカー保証に準ずる。保証期間内に発生した故障等（フリッカー、グレア等使用に支障がある場合を含む）は原因を精査し、製品に原因がある場合は無償で製品の交換を行うこと。交換作業に関わる費用は受注者負担とする。
- ・ 設置工事が起因する契約不適合期間は、引渡し後 6 カ月間とすること。

7 担当者

社会福祉法人

大阪市生野区社会福祉協議会（担当：山田 雅茂）

所在地 大阪市生野区勝山北 3 - 1 3 - 2 0

電 話 06-6712-3101

F A X 06-6712-3001

M a i l iku-kanri@juno.ocn.ne.jp